

子どもの権利条約

子どもの権利条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをした治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。

考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。

障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、

自由な活動をおこなったりできることなど。



※子どもの権利条約は、児童福祉法第1条の「児童福祉を保障するための原理」にもうたわれています。

メール配信サービス

朝霞市では、「子育て支援情報」など、メールで配信するサービスを行っています。

詳しくは、市ホームページでご確認ください。



あさか子育てガイドブック

令和3年5月発行

「あさか子育てガイドブック」は広告が掲載されている企業の協力により作成・寄贈されています。

発行

朝霞市 こども・健康部こども未来課 こども未来係
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1
☎048-463-1111(代表)

編集・デザイン

株式会社ホープ
〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目14番5号
MG薬院ビル7F
☎092-716-1404

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。